

『BOATRACE 地域振興』クーポン 取扱店舗要領

1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、大きな打撃を受けたボートレース場周辺地域の様々な地場産業の再活性化及びボートレース場の活性化を目的として、ボートレース場へ訪れた方々に、地元の各店舗で利用可能な地域振興クーポンを発行することで、地域住民の消費を促し、地域産業を活性化させることを目的とする。

2. 商品券の使用に当たっての留意事項

- ・クーポン券は、鳴門市内の取扱店舗での使用に限る。（取扱店舗の一覧は、BOATRACE 鳴門にて、配布するクーポン券取扱店舗一覧、BOATRACE 鳴門公式ウェブサイト、鳴門商工会議所公式ウェブサイトでお知らせします。）
- ・クーポン券を使用するとき、額面金額以内の使用であってもおつりはもらえません。
- ・クーポン券で使用できないものは、次のとおりです。
 - ①換金性の高いもの
（商品券、ビール券、図書券、切手、プリペイドカードなど）の購入
 - ②土地及び家屋の購入
 - ③風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの
 - ④たばこ事業法第36条第1項に規定するたばこの小売販売
 - ⑤国や地方公共団体への支払い
 - ⑥参加店舗が使用を不可とした商品
 - ⑦法律で商品券による購入が禁じられているもの
 - ⑧その他、BOATRACE 鳴門（鳴門市）と、鳴門商工会議所が協議をして使用対象とならないと判断されたもの
- ・クーポン券の現金との交換、譲渡、転売はできません。
- ・その他留意事項については、鳴門商工会議所までお問い合わせください。

3. 換金方法

(1) 換金場所 鳴門商工会議所 〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜 165 の 10

(2) 換金の申込期間

令和3年9月27日（月）から令和4年1月17日（月） 平日10時から16時

※ただし、令和4年1月17日（月）換金申請最終日は、10時から14時までとする。

※換金の申込期間を過ぎた換金申込には、一切対応しないので、あらかじめご理解のうえ、
期間内での換金の申込を、お願いします。

(3) 換金方式

銀行振込とする。

※受付は（2）の期間内は随時行いますが、原則毎月15日及び末日で締め、締め日より5営業日を目途に指定の口座へ振込ます。

(4) 換金に要する費用 無料

(5) 換金申込手続き

クーポン券に店舗名、利用日を記入し押印したものと以下の書類を添えて、鳴門商工会議所へ申込むものとする。

①BOATRACE 地域振興クーポン事業精算申請用紙【加盟店舗用】

②商品券持参者の身元を確認できる書類（運転免許証、社員証等）

4. 参加店舗

周辺地域で下記に掲げる業種を営み、『BOATRACE 地域振興クーポン』を使用できる店舗

- ・宿泊業（旅館・ホテル）・飲食業・食品販売・製造業・小売業
- ・サービス業・観光業・レジャー業・その他

ただし、原則として次の①～④に該当する店舗は除きます。

①ボートレース場内の店舗または敷地内に併設している店舗（例：外向発売所の店舗）

②特定の宗教団体、政治団体と直接関わる営業を行っている店舗

③役員等が暴力団、暴力団員その他反社会的勢力と関係を有している者に該当する店舗

④クーポン券の使用対象にならない物品、サービスのみを取扱う店舗

5. 取扱店舗の遵守事項

(1) 使用者が使用期間中にクーポン券を持参したときは、クーポン券額面分の物品販売、サービスの提供を行う。

(2) 鳴門商工会議所から登録時に配布されたステッカーや三角ポップ等を消費者の見やすい場所に、掲示する。

(3) 使用者から受け取ったクーポン券には、必ず店舗名、利用日を記入し押印する。

(4) クーポン券に他店の押印等あるとき及びカラーコピーなどの不正使用の疑いがあるときは、そのクーポン券の受け取りを拒否するとともに速やかに、BOATRACE 鳴門（鳴門市）もしくは鳴門商工会議所まで連絡する。

(5) クーポン券の交換、譲渡、売買、再使用は禁止する。

(6) クーポン券を事業取引に使用することは禁止する。

(7) BOATRACE 鳴門（鳴門市）もしくは鳴門商工会議所が、本事業に関して調査等を行うときは、報告等の協力をする。

(8) その他 BOATRACE 鳴門（鳴門市）及び鳴門商工会議所からの指示に従う。

6. 取扱店舗資格の喪失等

本要領に明確に違反する行為が認められた場合は、取扱店舗の登録を取り消し、場合によっては損害金の請求を行うことがある。

7. 損失等について

使用者から受け取ったクーポン券の紛失、盗難及び換金期限切れ等による損失は、取扱店舗の負担とし、BOATRACE 鳴門（鳴門市）及び鳴門商工会議所は、その損失を一切補償しない。

8. 緊急事態宣言の発令等、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応について

新型コロナウイルス等の感染症の拡大、天災事変、その他事由による緊急事態宣言の発令またはそれに相当する措置がなされる場合、事前の予告なく本事業の中止、中断、実施期間並びに内容の変更を行う場合がある。その際、取扱店舗は BOATRACE 鳴門（鳴門市）並びに鳴門商工会議所からの指示に従うこと。

※本紙は鳴門商工会議所【FAX088-686-8080】へ提出下さい。 ※太枠内全て記入下さい

ボートレース地域振興クーポン事業 加盟店登録申込用紙		記入日	
		202 年	月 日
店舗名			
店舗所在地	〒		
運営会社名			
住所	〒		
電話番号		FAX番号	
代表者氏名		担当者氏名	
加盟レース場名	BOATRACE 鳴門	業種(※)	

※業種は以下よりお選びください。

【旅館・ホテル/飲食業/食品販売/製造業/小売業/サービス業/観光業/レジャー/その他】

※事務局使用欄

登録日	登録番号		
備考			

※本紙は鳴門商工会議所【FAX088-686-8080】へ提出下さい。

※記入例

ボートレース地域振興クーポン事業 加盟店登録申込用紙		記入日 202×年 3 月 12 日	
店舗名	Café ボートレース		
店舗所在地	〒106-0032 東京都港区六本木5-16-7 BOATRACE六本木9F		
運営会社名	株式会社日本レジャーチャンネル		
住所	〒106-0032 東京都港区六本木5-16-7 BOATRACE六本木1F		
電話番号	00-0000-0000	FAX番号	00-0000-0001
代表者氏名	佐藤太郎	担当者氏名	鈴木次郎
加盟レース場名	BOATRACE鳴門	業種(※)	飲食業

※業種は以下よりお選びください。

【旅館・ホテル/飲食業/食品販売/製造業/小売業/サービス業/観光業/レジャー/その他】

※事務局使用欄

登録日	登録番号
備考	